

1. 目的

- (1) 全旅クーポン券発行による旅行取引の安全化推進
- (2) 協同組合広島県旅行業協会の協定会員への優先送客
- (3) 全旅クーポン券発行額の増倍による（株）全旅からの配分額増加

2. 内容

- (1) 協定会員に対する全旅クーポン券（バウチャー発券・携帯発券を含む）発行にあたり、組合が組合員に対し ORC（販売報奨制度“オーバーライド・コミッション”）を設定する。
- (2) 協定会員に対する支払いは全旅クーポン券に限る。なお、全旅クーポン券が発行できない組合員は、組合に発券依頼をおこなう。
- (3) 発行高の目標額は設定しない。
- (4) 組合の予算（5.を参照）の都合上、原則として手配完了報告の受付順とするが、ORC の額は利用単価・利用人数等確定報告の数値に基づく。

3. ORC 対象となる協定会員及び旅行取引等

- (1) 全旅クーポン券の受取りが可能な協定会員であって、組合と別途の特別な協定料に関する覚書を締結した協定会員。
- (2) 特別な協定料に関する覚書を締結した協定会員であっても全旅クーポン券の発行がない旅行取引については ORC の対象としない。
- (3) ORC の対象となる旅行契約は、旅行者と組合員が手配旅行契約及び受注型企画旅行契約を締結したものに限る。

4. ORC の額

旅行取引の種類	利用単価条件 (消費税込みの額)	ORC の額と負担内訳 (協定会員は特別な協定料)	備 考
(1) 宿泊	1 人 1 泊あたり 10,800 円以上	<u>1 人あたり 200 円</u> ◆ 協定会員 100 円 ◆ 組合 100 円	①利用単価条件は、「おとな・子ども」に関係ない。 ②当該宿泊施設において宿泊の前後に昼食手配をおこなう場合、宿泊とは別に食事の ORC 対象とする。ただし、昼食における ORC 条件は(2)の制度を準用する。
(2) 食事 ※宿泊に含まれない食事 及び弁当が対象	1 人 1 回あたり 1,620 円から 3,240 円	<u>1 人あたり 60 円</u> ◆ 協定会員 30 円 ◆ 組合 30 円	①利用単価条件は、「おとな・子ども」に関係ない。 ②1 回の利用につき、 <u>有料利用者数が 8 人（確定値）以上</u> 。 ③日帰りの入浴と食事がセットになったプランを利用する場合は、食事相当額によるが、食事相当額の決定は協定会員の判断によるものとする。
	1 人 1 回あたり 3,241 円以上	<u>1 人あたり 100 円</u> ◆ 協定会員 50 円 ◆ 組合 50 円	
(3) その他の観光施設	1 人 1 回あたり 540 円以上	<u>1 人あたり 60 円</u> ◆ 協定会員 30 円 ◆ 組合 30 円	1 回の利用につき、 <u>有料利用者数が 8 人（確定値）以上</u> 。
(4) 貸切バス	1 台あたりの運賃料金 75,600 円以上	<u>1 台あたり 3,000 円</u> ◆ 協定会員 1,500 円 ◆ 組合 1,500 円	利用単価条件の額には、ガイド料、その他付帯的な料金を含まない。

例① 食事利用で「1,620 円が 6 人・1,080 円が 2 人」の場合の ORC の額は、60 円×6 人＝360 円となる。（(3)その他の観光施設の場合も同様とする。）

例② 食事利用で「3,780 円が 6 人・2,160 円が 2 人」の場合の ORC の額は、(100 円×6 名) + (60 円×2 人)＝720 円となる。

5. ORC 予算

200,000 円（協定会員分を含めた総額は 400,000 円、原則として予算額超過はしないものとする。）

6. 増倍キャンペーン第Ⅱ弾の期間等

- (1) 2014/07/01～2014/09/30 の 3 か月間（利用日ベース）
- (2) 組合の当キャンペーン予算 200,000 円の達成をもって期間終了前であってもキャンペーンを終了する。
- (3) 2014/05/01 手配完了報告分から受け付ける。

7. ORC の支払い

キャンペーン終了後、ORC の額の集計確定後、組合が組合員に支払う。